新型コロナ感染症に関する 観光事業者向け支援まとめ

2020年5月 (7月更新)



目次

情報	を探す	
更新	兵庫県公式ホームページ特設サイト	· · · · · P 2
相	淡する	
THE	相談窓口一覧	····P3~5
	110次心口 見	
支持	援金・給付金を受け取る	
更新	休業要請事業者経営継続支援金	· · · · · P 6
更机	持続化給付金	· · · · · P 7
	タクシー事業者向け観光受入環境整備事業	· · · · · P 8
王·尔	地域企業再起・躍進支援事業	· · · · · P 8
更新	雇用調整助成金の特例措置	· · · · · P 9
	宿泊施設における感染防止対策のための設備	整備事業補助金
		•••••P10
追加	- 兵庫県中小企業事業再開支援事業	• • • • • P 1 1
	家賃支援給付金	· · · · · P 1 2
	が良く返船で並 地域企業デジタル活用支援事業	· · · · · P 1 3
	地域正来 アンメル石州文張事業 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・	
	利至コログライルへ恋未証対心体未又援立・	和19 並 ・・・・・ P 1 4
	ポストコロナ・スタートアップ支援事業	
L	_ 小人トコロノ・スタートアップ又抜争未	••••P15
資 3	金を調達する	
更新	新型コロナウイルス感染症対応資金	••••P16
No. Am	新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	• • • • • P 1 7
追加		
税制	制支援を受ける	
	国税に関する支援	•••• P 1 8
	県税に関する支援	· · · · · P 1 9 ~ 2 0
	市町税に関する支援	· · · · · P 2 1
 .	. — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
観	光需要の回復を図る(Welcome to Hyogo キャン	•
	ひょうごツーリズムバス事業	····P22
	ひょうご五国のバス旅支援事業	•••• P 2 4
	スポーツ・文化関連合宿等誘致事業補助金	····P25
追加	コンベンション開催誘致事業	····P26
	ひょうご安心旅(宿泊施設向け)	····P27

本資料は7月30日時点で国・県等が実施している支援策をまとめたものです。最新の情報はホームページでご確認ください。 また。市町や他団体が実施している支援は掲載しておりませんの

また、市町や他団体が実施している支援は掲載しておりませんの でご注意ください。

兵庫県新型コロナウイルス感染症関連特設サイト

兵庫県の公式 HP にて、新型コロナウイルス感染症に関する特設サイトを設置しています。 支援対象を「個人」と「事業者」に分かれております。以下のページよりご確認ください。



三兵庫県 Hyogo Prefecture

兵庫県 通常版トップページ

新型コロナウイルス感染症に関する情報

Foreign Languages

感染拡大を食い止めるため、取組の徹底を ~今が正念場です~

県内の新規感染者が増加し、「感染拡大期」に入りました。

「直近の感染状況の特徴」

①感染経路では、接待やお酒を伴う飲食店での感染及びこれに関連する家庭や職場での濃厚接触による感染

②東京や大阪など県外での飲食に伴う感染

③10代から30代の若い世代の感染

〔これらの状況を踏まえた兵庫県の重点取組〕

- ・クラスターの 封じ込め
- ・濃厚接触者への積極的疫学調査による2次感染防止
- ・飲食店などクラスター源となり得る施設への出入り注意の要請
- ・感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策徹底の要請

○業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底、「感染防止対策宣言ポスター」の掲示をお願いします。

- 特に、接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店は、ガイドライン遵守の徹底をお願いします。
- ○施設での「<u>兵庫県新型コロナ追跡システム</u>」への登録と、施設内でのQRコードの掲示をお願いします。
- ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等により、出動者数の削減をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する支援





お問い合わせ

◆24時間対応コールセンター(予防・検査・医療に関するご相談)

電話:078-362-9980

FAX: 078-362-9874(FAX送信票はこちら)

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター(その他、緊急事態措置等に関するご相談)

受付時間:午前9時~午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

※5月16日(土曜日)、17日(日曜日)は開設

個人向けページ: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top02.html

事業者向けページ: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona support top01.html

相談窓口一覧

・休業要請事業者経営継続支援事業に関するお問い合わせ専用ダイヤル

電話:078-361-2281

受付時間:平日 午前9時~午後5時

・新型コロナウイルス感染症対策相談窓口・新型コロナ追跡システムコールセンター

電話:078-362-9858

受付時間:平日 午前9時~午後5時

雇用・労働全般に関すること(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)

■ 特別労働相談窓口

兵庫労働局 総合労働相談コーナー 平日 98	00分~17時00分 078-367-0850
------------------------	-------------------------

事業者・労働者に対する助成金・支援に関すること

■ 雇用調整助成金等に関すること

ハローワーク助成金デスク(兵庫労働 局)	3 8時30分~17時15分	078-221-5440
-------------------------	----------------	--------------

■ 求職者支援に関すること

兵庫労働局 職業安定部訓練室 平日 8時30分~17時15分 078-367-0801

■ 新卒者内定取消等特別相談窓口

神戸新卒応援八ローワーク	平日 10時00分~19時00分	078-361-1151

■ 外国人労働者に係る相談支援

兵庫労働局 雇用環境・均等部 (1)企画課 (2)指導課	平日 10時00分~19時 00分	(1)078-367-0700 (2)078-367-0820
------------------------------------	----------------------	------------------------------------

■ 小学校休業等対応助成金・支援金に関すること

学校等休業助成金・支援金等相談コー	平日 9時00分~21時00分	0120-60-3999
ルセンター		

■ 特別休暇制度の導入支援に関すること

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導 平日 10時00分~19時00分 078-367-0820 課

■ 外国人の在留資格取扱いに関すること

大阪出入国在留管理局神戸支局 審査	平日 9時00分~16時00分	078-391-6378
部門	十口 9時00万~10時00万	0/8-391-03/8

■ 企業の在宅勤務等テレワークの導入に関すること

テレワーク相談センター	平日 9時00分~17時00分	0120-91-6479	
-------------	-----------------	--------------	--

経営全般に関すること(事業・人材・労務・財務・資金繰り等)

■ ひようご・神戸経営相談センター (ひようご産業活性化センター、神戸市産業振興財団、神戸商工会議所による共同設置)

経営相談窓口((公財)ひょうご産業 活性化センター)	平日 9時00分~17時00分	078-977-9079
兵庫県よろず支援拠点	平日 9時00分~17時00分 土日祝日 9時00分~17時00 分	078-977-9085 080-1400-9153
神戸商工会議所中央支部	平日 9時00分~17時15分	078-367-3838

■ 特別相談窓口(旅行関係事業者等)

ホテル旅館等の宿泊事業者	神戸運輸管理部総務企画部企画課	078-321-3144
旅行業者、旅行業者代理業者、旅行 サービス手配業者、ツアーオペレー ター	近畿運輸局観光部観光企画課	06-6949-6466
通訳ガイド	近畿運輸局観光部国際観光課	06-6949-6796

事業継続などに関すること

■ 持続化給付金に関すること

中小企業庁 金融・給付金相談窓口	平日・休日9時00分~17時 00分	0570-783183
------------------	-----------------------	-------------

■ 補助金に関すること

ものづくり補助金	ものづくり補助金事務 局	平日10時00分~ 17時00分	050-8880-4053
全国商工会連合会 日本商工会議所	平日9時00分~17時 00分 平日9時30分~17時 30分	03-6670-2540 03-6447-2389	
(一社)サービスデザイン 推進協議会	平日9時30分~17時 30分	0570-666-424	
経営資源引き継ぎ補助金	中小企業庁 事業環境部 財政課	毎日9時00分~17 時00分	03-3501-5803

貸付・融資に関すること

■ 兵庫県の制度融資に関すること

兵庫県産業労働部地域金融室	平日 9時00分~17時30分	078-362-3321
---------------	-----------------	--------------

■ 信用保証制度や資金繰りに関すること

兵庫県信用保証協会	毎日 9時00分~17時00分	078-393-3900	
-----------	-----------------	--------------	--

■ 政府系金融機関による融資や資金繰りに関すること

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイ ヤル	平日 9時00分~17時00分	0120-154-505
神戸支店 中小企業事業	平日 9時00分~18時00分	078-362-5961
神戸支店 国民生活事業	平日 9時00分~18時00分	078-341-4981
神戸東支店 国民生活事業	平日 9時00分~18時00分	078-854-2900
明石支店 国民生活事業	平日 9時00分~18時00分	078-912-4114
姬路支店 国民生活事業	平日 9時00分~18時00分	079-225-0571
尼崎支店 国民生活事業	平日 9時00分~18時00分	06-6481-3601
豊岡支店 国民生活事業	平日 9時00分~18時00分	0796-22-4327

※休日電話相談(土日祝9時00分~17時00分)0120-112476(国民生活事業)、0120-327790(中小企業事業)

商工組合中央金庫 相談窓口	毎日 9時00分~17時00分	0120-542-711
神戸支店	平日 9時00分~19時00分	078-391-7541
姫路支店	平日 9時00分~19時00分	079-223-8431
尼崎支店	平日 9時00分~19時00分	06-6481-7501

休業要請事業者経営継続支援金

休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の持続化給付金に加え、 県・市町が協調して一定の経営継続支援金を支給

- ・休業要請事業者経営継続支援金の申請は7月7日(火)〈当日消印有効〉で受付を終了しました。
- ・休業要請事業者経営継続支援金の追加支給の申請手続きについて 本年5月7日以降の本県による休業要請等に応じて頂いた事業者様への<u>支援金の追加支給についての申請書は、7月下旬以降、対象となる皆様に順次、個別に郵送させて頂く</u>予定です。申請書に所定事項を記入の上、支援金事務局まで返信いただくことを予定しています。

対象者及び支援金額

対象・支給額

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

- (ア) 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること
- (イ)令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること ※売上の減少は、「事業者の事業全体」または「体業要請等の対象施設(複数の場合は一力所でも複数でも可)」のいずれでも可能です。 ※令和元年5月2日以降に創業された方の売上の比較方法については募集要項をご覧ください。
- (ウ) 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

《4月15日~5月6日休業要請等》

対象種別	体業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額		
遊興施設				
劇場等		(1)4月15日~4月21日の間に休業を開始し、5月6日まで継続し		
集会·展示施設	なし	て休業		
運動・遊技施設		中小法人 100万円 個人事業主 50万円 (2)4月22日~4月28日の間に休業を開始し、5月6日まで継続し		
博物館等		て休業		
学習整等	床面積100m ² 超	中小法人 60万円 個人事業主 30万円 (3)4月29日に休業を開始し、5月6日まで継続して休業		
商業施設(生活必需物 資・生活必需サービス以 外)	床面積100m ² 超	中小法人 30万円 個人事業主 15万円		

対象種別	体業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額	
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	(4)4月15日〜4月21日の間に使用停止あるいは時間短縮を開始 し、5月6日まで実施 中小法人 30万円 個人事業主 15万円 (5)4月22日〜4月28日の間に使用停止あるいは時間短縮を開始 し、5月6日まで実施	
飲食店等食事提供施設	夜20時~朝5時営業休止 酒類提供は夜19時~朝5時休止	中小法人 20万円 個人事業主 10万円 (6)4月29日に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5月6日まで 実施 中小法人 10万円 個人事業主 5万円	

《4月29日~5月6日休業の協力依頼》

対象種別	体業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積100m ² 以下	
商業施設(生活必需物 資・生活必需サービス以 外)	床面積100m ² 以下	(7)4月29日に休業を開始し、5月6日まで継続して休業 中小法人 30万円 個人事業主 15万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当たりの支給
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に 供する宿泊施設(ホテル、旅館 等または民泊)	額は、上記の額を限度とします。

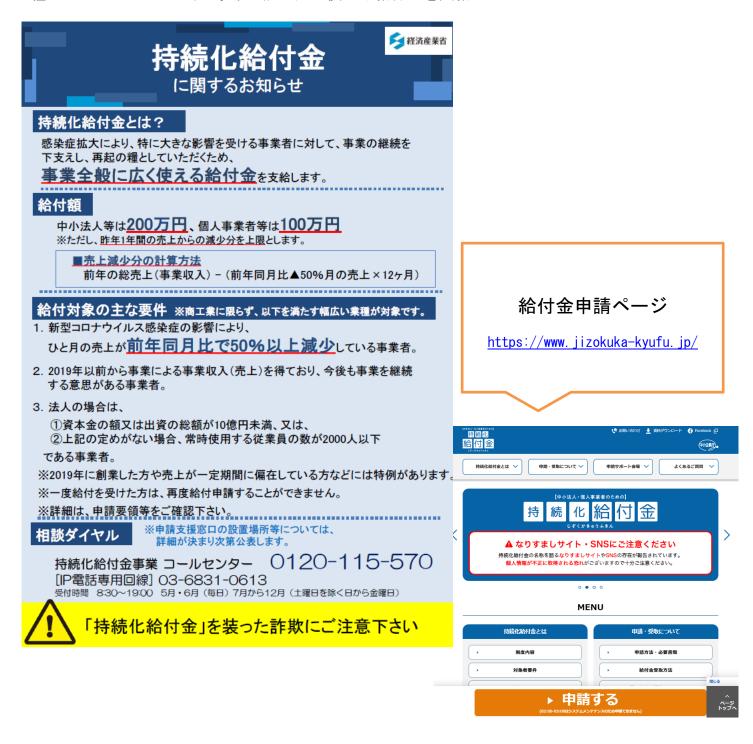
【問合せ先】経営継続支援金 TEL:078-361-2281

詳細は下記のページをご覧ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の 糧としていただくため、 事業全般に広く使える給付金を支給



(出典:経済産業省)

【問合せ先】持続化給付金事業コールセンター TEL: 0120-115-570 詳細は下記のページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

タクシー事業者向け観光受入環境整備事業 地域企業再起・躍進支援事業

タクシー事業者向け観光受入環境整備事業 ※7月31日募集締め切り

先端機器等の活用により、タクシーの観光利用やインバウンド対応を促進し、国内外観光客の周遊性・満足度を向上

○申請者

事業実施を希望するタクシー事業協同組合、グループ 等

〇支援事業例

マルチキャッシュレス決済機器の導入【必須】

(以下、任意で追加可能)

施設・設備・Web サイト・パンフレット等の多言語化、通訳・翻訳機の導入、車内 Wi-Fi 環境の整備、タブレット等 IT 機器を活用した観光案内システム導入 等

〇補助上限額

1,000 万円(定額補助)

【問合せ先】 公益社団法人ひょうご観光本部 TEL: 078-361-7661 詳細はホームページをご覧ください (https://www.hyogo-tourism.jp/subsidy/taxi/)

地域企業再起 · 躍進支援事業

コロナ禍でダメージを受けた地域の基幹的リーディング企業による新たな事業展開を支援し、 地域産業力を向上

〇申請者

中小企業、小規模事業者

〇支援事業例

産地企業による新商品開発、飲食店・旅館等の予約システムの導入、在庫管理システム の導入、海外進出に向けた基礎調査等

〇補助率と上限

3/4

従業員規模	補助上限額	件数	想定される用途	
50人以下	75万円	100件	複数店舗の受注、在庫、商品の一元管理	
100人以下	225万円	50件	レストラン予約システムの導入	
300人以下	275万円	50件	播州織の新製品開発	

【問合せ先】 兵庫県産業労働部工業振興課 TEL:078-362-3330

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金の特例措置が更に拡充されています。また、手続きが簡略化されています。詳 しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

雇用調整助成金の特例措置(緊急対応期間中)

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

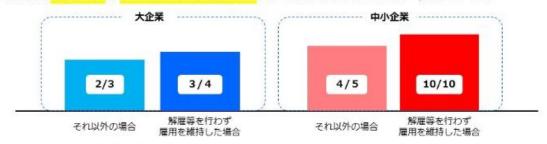
特例措置により助成率及び上限額の引き上げを行っており、

1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。)

助成率

助成率は、企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否かによって以下のように分かれます。(最大10/10)



この特例措置は、令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

注意点

●学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となります。(その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。)

緊急雇用安定助成金は、北海道を除き、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間内の休業が対象です。

(出典:厚生労働省)

○支給の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。

- 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
- 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

〇助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。

【問合せ先】 兵庫労働局ハローワーク助成金デスク TEL:078-221-5440

県労働局・公共職業安定所 (ハローワーク)

(一覧: https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000628994.pdf)

詳細は下記のページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

宿泊施設における感染防止対策のための 設備整備事業補助金

県内宿泊施設において、新型コロナウイルス感染症における感染症拡大防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費を支援します。

〇補助対象者

旅館業法の営業許可を受けた宿泊事業者

(※1事業者あたり申請は1回限りとします。)

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者は除きます。

〇対象経費

宿泊施設内のロビー・受付、食事処等のパブリックスペース(客室を除く)及び送迎用車両において、感染症拡大防止のために整備する設備の購入費、工事費等

〇対象期間

令和2年4月7日(火)~9月30日(水)

- ※ 補助対象期間内に設備の整備及び支払いが完了したものが対象となります。
- ※ 9月30日(水)までに設備の整備及び支払いの完了にかかる確認書類の提出が必要 となります (消印有効)。

〇補助額

区分	補助率	補助金の額 ※ただし、1,000 円未満切り捨て
1つのホテル等を経営する事業者	定額	上限 30 万円
複数のホテル等を経営する事業者 (2つのホテル等まで対象)	定額	上限 60 万円

〇申請受付期間

令和2年6月22日(月)~9月30日(水)[当日消印有効] ※予算の状況により受付期間中であっても受付を終了することがあります。

【問合せ先】 公益社団法人ひょうご観光本部 TEL: 078-362-3697 詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.hyogo-tourism.jp/subsidy/facility/

兵庫県中小企業事業再開支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再 開されることから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取 り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に補助金を支給します。

〇補助対象者

兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主の方が対象となります(NPO 法人も含む)。 ※主たる事務所が県外にあっても、県内の事業所は対象となります。

- ※国や地方自治体、または本県が実施する同種の事業で、同一経費での重複申請はできま せん。
- ※政治団体、宗教上の組織・団体は対象外です。

〇対象経費

令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注(契約)、納品、支払した以下の経費 が対象となります。

補助対象となる経費

感染拡大を防止するために要した経費

(資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費)

〇対象期間

令和2年4月7日(火)~9月30日(水)

- ※ 補助対象期間内に設備の整備及び支払いが完了したものが対象となります。
- ※ 9月30日(水)までに設備の整備及び支払いの完了にかかる確認書類の提出が必要 となります(消印有効)。

○補助額

- ・以下の区分により、補助金を支給します。
- ・中小法人、個人事業主いずれも、兵庫県内に事業所が一つの場合と、複数の場合で補助 金額が異なります。
- ・補助金の申し込みにあたっては、補助金額以上の事業実施が必要となります。

(領収書等の合計額〔税抜き〕が補助金額以上になっていることが必要)

区分	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20 万円	10 万円
県内に2事業所以上の場合	40 万円	20 万円

〇申請受付期間

令和2年6月30日(火曜日)~令和2年9月30日(水曜日)

【問合せ先】 兵庫県中小企業事業再開支援金事務局 TEL:078-361-1500

詳細は下記ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/jigyousaikai.html

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給



家賃支援給付金

に関するお知らせ (2020年7月27日版)

家賃支援給付金とは?

5月の緊急事態宣言の延長等により、

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、

地代·家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象(①②③すべてを満たす事業者)

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリー ランスを含む個人事業者*

- ②5月~12月の売上高について、
 - ·1カ月で前年同月比▲50%以上 または、
 - ・連続する3カ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額

法人に<u>最大600万円</u>、個人事業者に<u>最大300万円</u>を一括支給。

算定方法 申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)

に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)	
	75万円以下	支払賃料×2/3	
<u>法人</u>	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限	
	37.5万円以下	支払賃料×2/3	
個人事業者	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/ ※ただし、50万円(月額)が上限	

お問合せ先 【裏面も<u>含む】</u>

家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930 (平日·土日祝日8:30~19:00)

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

- ※電子申請が困難な方には各都道府県の<u>申請サポート会場(完全予約制)にてサポート</u>を行います。
- >詳細はポータルサイトをご確認ください https://yachin-shien.go.jp/index.html



(出典:経済産業省)

【問合せ先】 家賃支援給付金 コールセンター TEL: 0120-653-930

詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html

地域企業デジタル活用支援事業

新型コロナウイルスの影響でダメージを受けた兵庫県内の中小企業・個人事業主に対し、AI・IoTをはじめデジタル技術を活用した地域産業力向上のための創意工夫による事業展開を支援します。

補助対象

兵庫県内に事業所を有する中小企業**(個人事業主含む) ** 中小企業基本法に規定する中小企業者を言います。

認定予定件数・補助限度額

·補助対象経費: 400万円以内 ·補助限度額: 300万円以内

・認定予定件数: 250件程度 ※ 製定に当たって審査があり、提択されない場合があります。 ※ 製定に当たって審査があり、提択されない場合があります。

補助率

補助対象経費の3/4以内

補助対象事業

新型コロウイルス感染症の拡大によって中小企業等の事業活動が毀損した地域経済の早期の再起と躍進を目指して、ダメージを受けた地域の中小企業・個人事業主による、地域産業力向上のためのAI・IoTをはじめデジタル技術等を活用した新たな創意工夫による事業

①新型コロナウイルス感染拡大の予防に対応した 新たなビジネスモデル

〈取組例〉飲食店、旅館等の予約システム導入、フロント業務の非対面化、 IoTを活用した職人技の共有知化、AIを活用した画像検査システム、 ネットワークの高度化に向けたFS調査、在庫管理システムの導入、 内製化による産地企業の新商品開発等

②テレワークシステムの導入

〈取組例〉 UTM等を活用した新たなシステムの導入等

③「ひょうごスタイル」における医療健康や社会課題の 解決を担う先駆的技術・製品開発 等

〈取組例〉イベント参加者追跡・通知アプリ開発 等

※新たな創意工夫による事業とは、「他者と差別化した新たな事業を展開し、同業者の模範となる事業。またその結果、地域に経済的回復波及効果を及ぼす事業」

受付期間

令和2年6月11日(木)から令和2年7月31日(金)

※ 締切当日消印有効

補助対象経費

110-07-7-07-07-07-07-07-07-07-07-07-07-07-	
区 分	備考
機械装置・システム構築費	 > 専ら補助事業のために使用される機械・装置の購入、 製作、借用(リース・レンタル)に要する経費 > 専ら補助事業のために使用される専用ソフト・情報システムの購入、構築、借用に要する経費
技術導入費(上限:補助対象経費の1/3)	▶ 本事業遂行のために必要な知的財産権の導入経費
専門家経費(上限:補助対象経費の1/2)	➤ 本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬等経費	➤ 運搬料、宅配・郵送料、旅費等に要する経費
クラウドサービス利用費	➤ 専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEB プラットフォームの利用に関する経費
原材料費	➢ 試作品の開発に必要な原材料及び副材料の購入に要する経費(未使用残存品は対象外)
外注費(上限:補助対象経費の1/2)	➤ 新商品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注する場合の経費

(出典:NIRO)

【問合せ先】 (公財)新産業創造研究機構 技術移転部門 TEL: 078-306-6805

詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.niro.or.jp/chiiki-digital/

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方に対して給付金を支給されます。 詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(概要)

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金 (休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・ 給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者

2 支援金額の算定方法

<u>休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の日数 (30BZは31B) – 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)</u>

① 1日当たり支給額(11,000円が上限)

休業実績

3 手続内容

① 申請方法: 郵送 (オンライン申請も準備中)

(労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能)

② 必要書類:(i) 申請書、(ii)支給要件確認書※

- (iii)本人確認書類、(iv)口座確認書類、(v)休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、
- ※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。
- ※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付(この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。)。

4 実施体制等

- 都道府県労働局において集中処理
- 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

(出典:厚生労働省)

【問合せ先】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

TEL: 0120-221-276

詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

ポストコロナ・スタートアップ支援事業

新たな価値や市場を生み出すクリエイティブなものづくりやビジネスに取り組む若手起業家等を支援することにより、ポストコロナ社会を視野に入れた産業・社会課題の解決や地域経済活性化に資する新たな起業・創業を創出するため、新規性・創造性に富んだビジネスプランを募集します。また、事業に賛同する協力機関と連携し、採択事業の継続的な成長・発展を支援します。

■ <助成内容>

対象事業	創造性や技能・技術により新たな価値や市場を生み出すクリエイティブなものづくりやサービス(デザイン・アート・コンテンツ・広告・ファッション等に限らず、食・インテリア・伝統工芸品・観光などあらゆる分野を対象とする。ただし、第一次産業を除く。)なお、ポストコロナ社会を視野に入れた産業・社会課題の解決に資する事業を優先的に支援。
対象者	新規性や創造性に富んだビジネスプランを有する方のうち、次の何れかを満たす概ね40歳未満の代表者(実質的な経営者)。ただし、特に優れたビジネスプランを有する方は年齢わない。 1. 令和3年1月末日までに県内に活動拠点を置いて新たに起業する予定の方。 2. 令和2年4月1日時点で創業5年未満の県内に事業所を有するスタートアップ等の代表者(実質的な経営者)の方※。 ※特定のビジネスプランを進めるコンソーシアムとして、2社以上の連携体での応募も可
助成金額	上限:400万円 【起業に要する経費】【事業拡大に要する経費】【研究開発に要する経費】合計400万円 ※ビジネスプラン・コンテストで最優秀評価の事業者は 合計500万円 ※空き家を活用する場合は、改修費に対して別途100万円を上限に加算あり 助成率:10/10(定額)
対象経費	令和2年4月1日から令和3年1月末日までに支払った次の経費が対象。 起業に要する経費(事務所開設費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費等)事業拡大に要する経費(県内への事務所移転費・新設費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費等)研究開発に要する経費(人件費、試作・開発費等)空き家活用に要する経費(空き家改修費)
審査方法	一次審査:収支計画やマーケティング戦略等の視点で実現可能性に主眼をおき、公開審査に進むビジネスプランを選定。 公開審査:有識者や著名起業家等が、公開審査(オープンなビジネスコンテスト形式で開催) により、創造性や市場における成長可能性のほか、ポストコロナ社会を視野に入れた産業・社会課題の解決への貢献性を重視して最優秀1者を選定

〈募集期間〉

令和2年6月22日(月曜日)~令和2年8月31日(月曜日)〈最終日16時必着〉まで

【問合せ先】 (公財)ひょうご産業活性化センター創業推進部新事業課 TEL: 078-977-9072 詳細は下記ホームページをご覧ください

https://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/creative

新型コロナウイルス感染症対応資金

国が一定の要件を満たす中小企業者に対する利子・保証料の軽減を行う制度を創設したことから、それに連動した融資制度を新設し、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける中小企業者を支援します。



3年間無利子・保証料負担も軽減!

(6月22日から融資限度額を4,000万円に引き上げ)

※取扱期間:令和2年5月1日~12月31日保証申し込み受付分まで

① 新型コロナウイルス感染症対応資金

対象者: セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の

認定を取得した中小企業者、個人事業主

信用保証料:通常 0.85%・1.05%から減免あり(要件あり 下記※参照)

利率: 当初3年間 0% (4年目以降0.7%) (同上※)

期 間:10年(据置5年)以内

限度額:4,000万円

資金使途:運転・設備資金、信用保証付融資の借換資金

本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の 信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免を 受けることが可能です!

※ 利子・保証料の減免要件について

ア 個人事業主 (小規模企業者) で売上減少 5%以上: 当初3年間無利子・保証料0

イ 上記を除く、中小企業者で売上減少 15%以上: 当初3年間無利子・保証料0

ウ 同上 (売上減少 5%以上 15%未満): 保証料 1/2

※上記ウの場合、裏面の②「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」の 利用で保証料0となります! (お問い合わせ先等:裏面へ)

新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付

保証料全額支援!6/22 から取り扱い開始!!

※取扱期間: 令和2年6月22日~令和3年1月31日融資実行分まで

② 新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付

対象者: セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の

認定を取得した中小企業者、個人事業主

信用保証料: 0% (0.8%を県が全額補助)

利 率: 年 0.7% (固定) 限度額: 5,000 万円

期間:10年(据置2年)以内 資金使途:運転・設備資金

既存の新型コロナウイルス感染症対策資金も引き続き利用可能です(③⑤⑥は5%以上、④は15%以上の売上減少が必要です)

③新型コロナウイルス対策貸付

利率: 年 0.70%(固定)

期間:10年(据置2年)以内

限度額: 2.8 億円

温速发展谱

⑤経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)

利率:金融機関所定利率

期間:10年(据置1年)以内

限度額:5,000 万円

その他:取扱金融機関と1年以上の

与信取引等が必要

別學保証を利用!

④新型コロナウイルス危機対応貸付

融資条件:③と同じ

その他: 危機関連保証と連動

既准债務の負担整机!

6借換等貸付(新型コロナウイル区対策)

利率・限度額:③と同じ

期間:10年(据置1年)以内

その他: 県融資制度や H29.3.31 までの

神戸市融資制度の借換により

返済負担の軽減が可能

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。 また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります 取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ 電話 078-362-3321(地域金融室)

【問合せ先】兵庫県産業労働部地域金融室 TEL: 078-362-3321 詳しくは下記をご覧ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_00000031.html

税制措置~国税~

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置 に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があ った事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けら れました。

【ホームページ】

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu konnan.htm

2 欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終 了する事業年度に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能 となりました。

【ホームページ (PDF)】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、 その対象に加えられました。

【ホームページ (PDF)】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku 1.pdf

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに 提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の 選択の変更を認める等の措置がされました。

【ホームページ】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm

国税に関する問合せは 所管の税務署へお願いします

税制措置~県税~

1 個人の県民税及び事業税に係る申告期限の延長

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から国において所得税の申告・納付期限が延長されたことから、個人の県民税及び事業税(年の中途において事業を廃止した場合を除く)の申告期限が令和2年3月16日(月曜日)であるものについて、同年4月16日(木曜日)まで延長されましたが、4月17日(金曜日)以降においても、期限までに申告することができないと認められる場合には、期限を延長することができますので、県税事務所へご相談ください。

【ホームページ】

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/toriatsukai2020.html

2 法人県民税・事業税の申告納付期限の延長

法人県民税・事業税(特別法人事業税・地方法人特別税を含む。)において、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付することができないやむを得ない理由がある場合には、期限を延長することができますので、県税事務所へご相談ください。

【ホームページ】

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/toriatsukai2020.html

3 納税が困難な方に対する猶予制度

「徴収猶予の特例〕

新型コロナウイルス感染症の影響により R2.2 月以降の事業等に係る収入が前年同期と比べ概ね 20%以上減少している場合で、R2.2 月から R3.1 月までに納期限が到来する県税を一時に納付することが困難な場合は、徴収猶予の特例制度がありますのでご確認ください。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方*は、最大1年間、県税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付をお願いします。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- (注)「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する 個人事業税、法人県民税・事業税、自動車税種別割などほぼすべての 県税 (証紙徴収の方法で納めるものを除く) が対象になります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の県税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限 (納期限が延長された場合は延長後の期限) のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書及び確認書を提出していただきますが、税務署等で申請した 書類があればそのコピーを確認書に代えていただけます。

[徴収猶予・換価猶予]

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所管県税事務所の収税担当課にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして対象のケースに該当する場合は、徴収猶予制度があります。

また、新型コロナウイルス感染症の 影響により、県税を一時に納付する ことができない場合、申請による換 価猶予の制度があります。

申請による換価の猶予

➤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、所管県税事務所の収税担当課にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

県税に関する 問合せ先一覧

県税事務所(収税担当課)		電話番号	
神戸県税事務所	収税第1課		(078)647-9124
	収税第2課		(078)647-9128
	自動車税第1課		(078)647-9159
	(東灘、灘、中央	、兵庫、北区)	(076)047-9159
	自動車税第2課		(078)647-9156
	(長田、須磨、垂	水、西区)	(076)047-9150
	収税第1課(西宮	(、芦屋市)	(0798)39-6112
西宮県税事務所	収税第2課(尼崎	市)	(0798)39-1524
	自動車税課	(西宮、芦屋市)	(0798)39-1531
		(尼崎市)	(0798)39-1532
伊丹県税事務所	収税課	•	(072)785-7141
	自動車税課		(072)785-7453
加古川県税事務所	収税課		(079)421-9275
	自動車税課		(079)421-9023
加東県税事務所 収税管理課			(0795)42-9334
	自動車税課		(0795)42-9336
姫路県税事務所	収税課		(079)281-9114
自動車税課		(079)281-9122	
龍野県税事務所	収税課		(0791)63-5668
豊岡県税事務所	収税管理課		(0796)26-3626
丹波県税事務所	収税管理課		(0795)73-3743
洲本県税事務所 収税管理課		(0799)26-2024	

税制措置~市町税~

1 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減

厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2またはゼロとします。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。

この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補塡する。

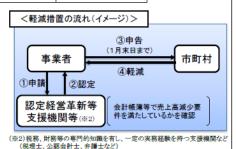
취 및

○ 以下の要件を満たす中小事業者等(※1) (原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる 割合に軽減する。 (※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資金 有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員 の数が1,000人以下の個人

令和2年2月~10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、<u>認定経営革新等支援機関等(※2)の認定を受けて</u>各市町村に申告した者に 適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 〇 当該措置は令和3年度の課税分に限定。



2 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長・拡充

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加します。
- 生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長します。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス 感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を 拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補塡する。

現行制度

- 〇 以下の設備投資が対象。
- 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物 附属設備。
 - ※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量 精度、エネルギー効率等)が年平均 1%以上向 上する一定のもの。
 - ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- <u>生産性革命・集中投資期間(平成30年度~令</u> 和2年度)に限定。

対 応

- 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。
 - ・ <u>事業用家屋</u>は取得価額の合計額が<u>300万円</u> <u>以上の先端設備等</u>とともに導入されたもの。
 - <u>構築物</u>は旧モデル比で生産性が<u>年平均1%</u> <u>以上向上</u>する一定のもの。
 - ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先 端設備等導入計画に位置付けられたもの。
- 生産性向上特別措置法の改正を前提に<u>令和</u> 4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。

ひょうごツーリズムバス事業

Welcome to Hyogo キャンペーン ひょうごツーリズムバスについて

6月22日実施分から助成額2倍!



バス利用料金の一部を助成し 兵庫の特産品の購入も支援します。



ご利用条件の概要

- 1. 県外からの兵庫県の観光を目的とした、貸切バスを利用した 10 名以上の団体バス旅行を対象とします。 ※次の旅行は対象外です。
 - × ①国・自治体、公的団体が実施する会議、研修旅行 × ②宗教活動、政治目的の一環の旅行
 - × ③他のバス借上げ料助成制度の承認を受けた旅行
 - × ④学校行事として実施する旅行(※ただし、兵庫県を新たに訪問する旅行で実施初年度は対象)

★宿泊旅行

- ○兵庫県内での宿泊を伴うこと
- ○ひょうごツーリズムバス対象施設を2か所以上訪問
- ○このうち1か所は必ず兵庫県内の有料観光施設を訪問

★日帰り旅行

- ○兵庫県内での食事(弁当含む)が手配された行程であること
- ○ひょうごツーリズムバス対象施設を1か所以上訪問
- ○このうち1か所は必ず兵庫県内の有料観光施設を訪問

助成額(4月~6月21日実施分)

参加人数 (1 台あたり)	宿泊	日帰り
20 人以上	30,000 円	15,000円
10 人以上 19 人以下	15,000円	7,500 円
347 (E.33) Alderson		



参加人数 (1 台あたり)	宿泊	日帰り
20 人以上	60,000円	30,000円
10 人以上 19 人以下	30,000円	15,000円

助成額(6月22日~令和3年3月実施分)

- ※振込手数料は、助成額から相殺します。
- ※人数の判定は、宿泊施設、訪問施設、食事施設の領収証記載の人数のうち最も少ない人数とします。

兵庫の特産品の購入支援(8月1日~令和3年3月実施分)

- 旅程中で兵庫の特産品を購入いただいた場合、代金1人あたり1,000円分を支援します。
- ※1,000 円未満については実費とします。
- ※実績報告時に領収書を添付してください。添付のない場合は対象外となります。

令和2年度受付期間

旅行実施期間	受付期間
令和2年4月~5月実施分	3月19日まで
令和2年6月~7月実施分	4月20日~5月11日
令和2年8月~9月実施分	6月19日~7月10日
令和 2 年 10 月~11 月実施分	8月20日~9月10日
令和 2 年 12 月~翌年 1 月実施分	10月20日~11月10日
令和3年2月~3月実施分	12月10日~翌年1月12日

6月22日~令和3年3月実施分は、助成額が2倍になります。

【注意事項】

- ・旅行実施後1か月以内の利用実績報告が必須条件です。
- ・承認は先着順ではありません。
- (旅行内容を審査し、予算の範囲で承認可否を決定します。)
- ・利用申込様式は当本部 HP よりダウンロードできます。
- ・予算額に達し次第終了となります。

【支払いについて】

- ・4月~8月実施分 →9月末以降の振込
- 9 月末以降実施分
 - → 翌月末までに受理し不備なきものは翌月末支払い

【お問い合わせ】

公益社団法人ひょうご観光本部 TEL:078-361-7661 MAIL:oubo@hyogo-tourism.jp 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 県庁 1 号館 7 階 担当:ツーリズムバス(国内)受付係 https://www.hyogo-tourism.jp 「HYOGO!ナビ」で検索

令和2年6月作成

Welcome to Hyogo キャンペーン ひょうごツーリズムバス(外国人旅行者向け)について



6月22日実施分から助成額2倍!

バス利用料金の一部を助成し 兵庫の特産品の購入



『利用条件の概要

- 1. 県外からの兵庫県の観光を目的とした、貸切バスを利用した 10 名以上の団体バス旅行を対象とします。 ※次の旅行は対象外です。
- × ①国・自治体、公的団体が実施する会議、研修旅行 × ②宗教活動、政治目的の一環の旅行
 - ※ ③他のバス借上げ料助成制度の承認を受けた旅行
 - × ④学校行事として実施する旅行(※ただし、兵庫県を新たに訪問する旅行で実施初年度は対象)

★宿泊旅行

- ○兵庫県内での宿泊を伴うこと※上限2泊まで
- ○ひょうごツーリズムバス対象施設を 2 か所以上訪問

★日帰り旅行

- ○兵庫県内での食事(弁当含む)が手配された行程であること
- ○ひょうごツーリズムバス対象施設を1か所以上訪問
- ○このうち1か所は必ず兵庫県内の有料観光施設を訪問 ○このうち1か所は必ず兵庫県内の有料観光施設を訪問

助成額(4月~6月21日実施分)

参加人数	兵庫県内で	兵庫県内で
(1 台あたり)	1泊	2 泊
20 人以上	30,000 円	60,000 円
10 人以上 19 人以下	15,000 円	30,000 円
3 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		



兵庫県内で 参加人数 兵庫県内で (1 台あたり) 1泊 2 泊 20 人以上 60,000 円 120,000 円 10 人以上 19 人以下 30.000 円 60.000 円

助成額(6月22日~令和3年3月実施分)

※振込手数料は、助成額から相殺します。

※人数の判定は、宿泊施設、訪問施設、食事施設の領収証記載の人数のうち最も少ない人数とします。

兵庫の特産品の購入支援(8月1日~令和3年3月実施分)

旅程中で兵庫の特産品を購入いただいた場合、代金1人あたり1,000円分を支援します。

※1,000 円未満については実費とします。

※実績報告時に領収書を添付してください。添付のない場合は対象外となります。

令和2年度受付期間

旅行実施期間	受付期間
令和2年4月~6月実施分	4月1日~5月11日
令和2年7月~9月実施分	5月1日~8月11日
令和 2 年 10 月~12 月実施分	8月1日~11月10日
令和3年1月~2月実施分	11月1日~1月29日

【注意事項】

- 旅行実施後1か月以内の利用実績報告が必須条件です。
- ・承認は先着順ではありません。

(旅行内容を審査し、予算の範囲で承認の可否を決定します。)

- ・利用申込様式は当本部 HP よりダウンロードできます。
- ・予算額に達し次第終了となります。

【支払いについて】

- ・4月~8月実施分 →9月末以降の振込
- · 9 月末以降実施分
 - → 翌月末までに受理し不備なきものは翌月末支払い

※3 月実施分は募集しません。

※6月22日~令和3年2月実施分は、助成額が2倍になります。

制度利用の流れ

②承認 ③実施報告・請求 ④支払 (旅行業者) (受付機関(本部)) (旅行業者) (受付機関(本部))

【問合せ先】公益社団法人ひょうご観光本部 TEL:078-361-7661 MAIL:oubo@hyogo-tourism.jp 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 県庁1号館7階 担当:ツーリズムバス(海外)受付係 https://www.hyogo-tourism.jp 「HYOGO!ナビ」で検索

令和2年6月作成

ひょうご五国交流バスツアー支援事業

Welcome to Hyogo キャンペーン 「ひょうご五国交流パスツアー支援事業」



ツアー造成費用の一部を助成し 兵庫県の特産品を進呈します。

ご利用条件の概要

1. 対象となるもの

県内旅行会社が造成したツアーで、県内観光地等を訪問する借上げバスを利用した旅行商品の 造成費用を対象とします。

対象旅行には、参加者に特産品(一人 2,000 円相当)を進呈します。

※下に掲げる旅行は対象外です。

- × ① 行政機関の主催行事や助成行事
- × ② 政治目的又は宗教目的の旅行
- × ③ 他のバス料金助成制度の承認を受けた旅行

2. 助成要件

○ 旅行形態 【宿 泊 旅 行】①兵庫県内での宿泊を伴うこと

②県内観光施設を3か所以上訪問すること

③兵庫五国のうち二国以上を巡ること

【日帰り旅行】①県内観光施設を2か所以上訪問すること

②兵庫五国のうち二国以上を巡ること

○ 旅行行程 (公社)兵庫物産協会が指定する道の駅等を1か所選んで特産品の受け渡しを 行うこと

○ 対象期間 令和2年8月1日(土)から令和3年3月31日(水)までに催行されるツアー

助成額

区分 (パス1台 あ たり)	助成額
県内での宿泊	100.000円
日帰り	50.000円
4	

であること

特産品を進呈(一人2,000円相当)

※振込手数料は、助成額から相殺します。 ※予算額に達し次第終了とします。

【注意事項】

- ・別に定める申込期限までに郵送(必着)にてお申込みください。
- ・旅行実施後1か月以内に利用実績の報告をお願いします。
- ・支払いは、実績報告のあった月の翌月末に行います。
- ・申請承認後に特産品引換券をお送りしますので、道の駅等にて 指定の特産品と引き換えてください。
- ・承認は先着順ではありません。
- ・報告時、アンケートへの回答にご協力ください。
- ・利用申込様式は当本部 Web サイトよりダウンロードできます。

【問合せ先】

公益社団法人ひょうご観光本部国内プロモーション課 TEL:078-361-7661 FAX:078-361-7662 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 県庁 1号館 7 階 担当:五国バス係

スポーツ・文化関連合宿等誘致事業補助金



1回地 30万円

1人1泊最大 2.000 円補助

補助金額

延べ宿泊数に 2,000 円を乗じて得た額と宿泊にかかった費用のいずれか少ない額(1回の補助金額上限 30 万円)

【例】20人の合宿×3泊=60泊(延べ宿泊数)×2,000円 → 12万円の補助

補助対象

次の(1)~(3)の条件をすべて満たすスポーツ・文化関連合宿又はワーケーションを目的に2人以上で宿泊する団体

(1) 次の対象地域内の宿泊施設に宿泊すること

対象地域	【参考】対象地域に所在するスキー場	
神河町	河 町 峰山高原リゾートホワイトピーク	
央 粟 市	ちくさ高原スキー場、ばんしゅう戸倉スノーパーク	
豊岡市日高町	奥神鍋スキー場、アップかんなべ、神鍋高原万場スキー場	
養 父 市 若杉高原おおやスキー場、ハチ高原スキー場、 ハイパーボウル東鉢、氷ノ山国際スキー場		
香美町村岡区	ハチ北高原スキー場、スカイバレイスキー場	
香美町小代区	おじろスキー場	
新温泉町	但馬牧場公園スキー場	

- (2) 延べ宿泊数が5泊以上であること
- (3) 令和2年11月30日までにチェックアウトするものであること

【問合せ先】 公益社団法人ひょうご観光本部 TEL: 078-361-7661

詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.hyogo-tourism.jp/subsidy/trcamp

コンベンション開催誘致

兵庫県内への宿泊や滞在を伴うコンベンション等の開催誘致を促進するために、県内のホテル、旅館の会議場等における学術会議や大会・会議等の開催を支援します

補助内容

対象事業:県内のホテル、旅館(旅館業法第3条の営業許可を得たもの)が運営する会議場等で開

催されるコンベンション等(詳細は下の表を参照)

対 象 者: コンベンション等を主催する法人又は団体、もしくは、主催者より委任を受けたホテル・旅館

対象経費:コンベンション等の開催経費(詳細は下表参照)

補助金額:

延べ参加者数 ※	補助率	補助金の額	
100人以上500人未満	· 補助対象経費の 20%	上限 50万円	ただし、
500人以上1,000人未満		上限 100万円	1,000 円未満
1,000人以上		上限 200万円	切り捨て

[※]内容を同じくする会議を複数回開催する場合は、複数回の延べ参加者数の合計人数とする。

【補助対象事業】

次に掲げるもので、飲食を主たる目的とするものを除く

- 1 学術会議、大会、集会、総会、役員会、定例会
- 2 研修会、セミナー、シンポジウム、勉強会、発表会、研究会、講習会
- 3 展示会、見本市
- 4 イベント、コンサート、演奏会、競技会、コンテスト

【補助対象経費】 (※消費税及び地方消費税は除く)

- 1 会場借上費・会場設営費
 - (例) 舞台、演壇、演台、机、椅子、テーブル、白布
- 2 会場付帯設備費
 - (例) プロジェクター、スクリーン、マイク、スピーカー、パソコン等の映像・音響・照明費、装花代、看板代、操作技術者、司会者、通訳の人件費
- 3 新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策にかかる経費
 - (例) サーモカメラ、非接触体温計、空気清浄機、自動消毒液噴霧器(ノータッチ式ディスペンサー)、 防護具(マスク、フェイスシールド)、殺菌・消毒用機器・消毒液
- 4 エクスカーションバス、シャトルバス借上費(他の補助金を受ける場合を除く)
 - ※エクスカーションバス:観光、視察等で利用するバス
 - ※シャトルバス:空港、駅等から会場までの送迎に利用するバス
- 5 コンベンション等に付随して参加者が宿泊する場合に主催者が負担する参加者の宿泊費
- 6 その他、コンベンション等の開催に伴いホテル・旅館のサービスを利用した経費

【問合せ先】 公益社団法人ひょうご観光本部 TEL: 078-361-7661

詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.hyogo-tourism.jp/subsidy/

ひょうご安心旅(宿泊施設向け)

兵庫県では、旅行者に安心して旅行をしてもらうため、県内の宿泊施設にて、感染リスク軽減対策「ひょうご安心旅」に取り組んでいます。参画施設では、感染リスク軽減対策を示したボードをフロント等に掲示しています。



参画を希望される場合は、「『ひょうご安心旅』プロモーション 申込書・同意書」に必要事項をご記入いただき、メールもしくはFAXでご提出ください。様式はひょうご観光本部のホームページに掲載しております。フロント等に掲示いただきます「感染リスク軽減対策を示したボード」及び「ひょうご安心旅 ロゴマーク」をお送りいたします。

【問合せ先】 公益社団法人ひょうご観光本部

E-mail: <u>kansenboshi@hyogo-tourism.jp</u> 詳細は下記ホームページをご覧ください

https://www.hyogo-tourism.jp/news/124

FAX: 078-361-7662